

1 件名 三浦市道路占用料条例等の一部を改正する条例の基本方針

2 提案の根拠・理由

本市道路占用料は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）及び道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）に準拠して定めている。占用料の額については、算定の基礎となる地価水準等を反映した適正なものとするため、適宜見直しをする必要がある。

道路法施行令が改正され、令和 2 年 4 月 1 日に指定区間内の国道に係る占用料が改定された。また、同令の規定により国土交通大臣が定める市町村の級地区分が改められ、三浦市は第 2 級地から第 3 級地に変更された。これらの規定に倣い、神奈川県道路占用料徴収条例（昭和 28 年神奈川県条例第 19 号）が改正され、令和 3 年 4 月 1 日に占用料、占用物件及び級地区分等が改められた。

こうした状況を踏まえ、次の 4 条例について、占用料の改正を行う。

- ・ 三浦市道路占用料条例（昭和 49 年三浦市条例第 28 号）
- ・ 三浦市漁港管理条例（昭和 58 年三浦市条例第 2 号）
- ・ 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例（平成 12 年三浦市条例第 5 号）
- ・ 三浦市河川条例（平成 16 年三浦市条例第 18 号）

3 改正の内容

(1) 三浦市道路占用料条例の一部改正【第 1 条改正】

道路占用料の積算基礎となる市内土地評価額、国・県が示している使用料率、造成費等を使用し、道路占用料の額を改定する。また、占用物件のうち「支線柱及び支線」を削除する。

(2) 三浦市漁港管理条例の一部改正【第 2 条改正】

別表第 1 及び別表第 2 から「支線柱及び支線」を削除する。

(3) 三浦市海岸保全区域に係る占用料等に関する条例の一部改正【第 3 条改正】

別表から「支線柱及び支線」を削除する。

(4) 三浦市河川占用料条例の一部改正【第 4 条改正】

道路占用料の見直しに伴い、河川占用料の額を改定する。

4 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

5 経過措置

改正前の条例により算定等された占用料等のうち、施行期日前に賦課され、かつ、同日の前日までの間でその徴収が完了していないものに係る額、徴収の方法等については、なお従前の例による。